



平成30年12月20日

各 都道府県 衛生主管部(局) 様

一般社団法人 日本医療安全調査機構
(医療事故調査・支援センター)
理事長 高久 史麿



医療事故調査制度の周知依頼について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当機構は、医療法第6条の15の規定に基づき、平成27年8月に厚生労働大臣から「医療事故調査・支援センター」としての指定を受け、同年10月から開始された「医療事故調査制度」について、同法第6条の16に規定されている業務を行っております。

これまで、貴自治体には制度紹介の「ポスター」の掲示や「リーフレット」の配布など、本制度の普及・啓発に幅広いご協力をいただいております、改めて衷心より御礼申し上げます。

ご承知のとおり、本制度の目的は、医療法で定める医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、当センターにおいて、その調査報告を収集し整理・分析することで、医療事故の再発防止につなげるという、医療の安全を確保することにあります。

当センターにおきまして、制度開始以来、本制度の周知について専心努力しているところですが、更なる普及・啓発が必要と考えているところでございます。

つきましては、別紙1「予期しない死亡の原因を調査し、再発防止を図る制度とは? ~医療事故調査制度~」について、貴自治体ホームページに掲載を賜りたく、何卒ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

また、別紙2のとおり、「医療事故調査制度の普及・啓発に関する協力依頼について」(平成30年6月8日厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 事務連絡)が発出されておりますので、ご参照いただければ幸甚に存じます。

貴ホームページに掲載いただける場合は、別紙3「ホームページ掲載の手順」の通りお手続きいただけますようお願いいたします。

末筆ながら、皆様の益々のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬具

《連絡先》

一般社団法人日本医療安全調査機構
総務部 足立
電話：03-5401-3021
email：soumu.anzen@medsafe.or.jp

予期しない死亡の原因を調査し、再発防止を図る制度とは？

～医療事故調査制度～

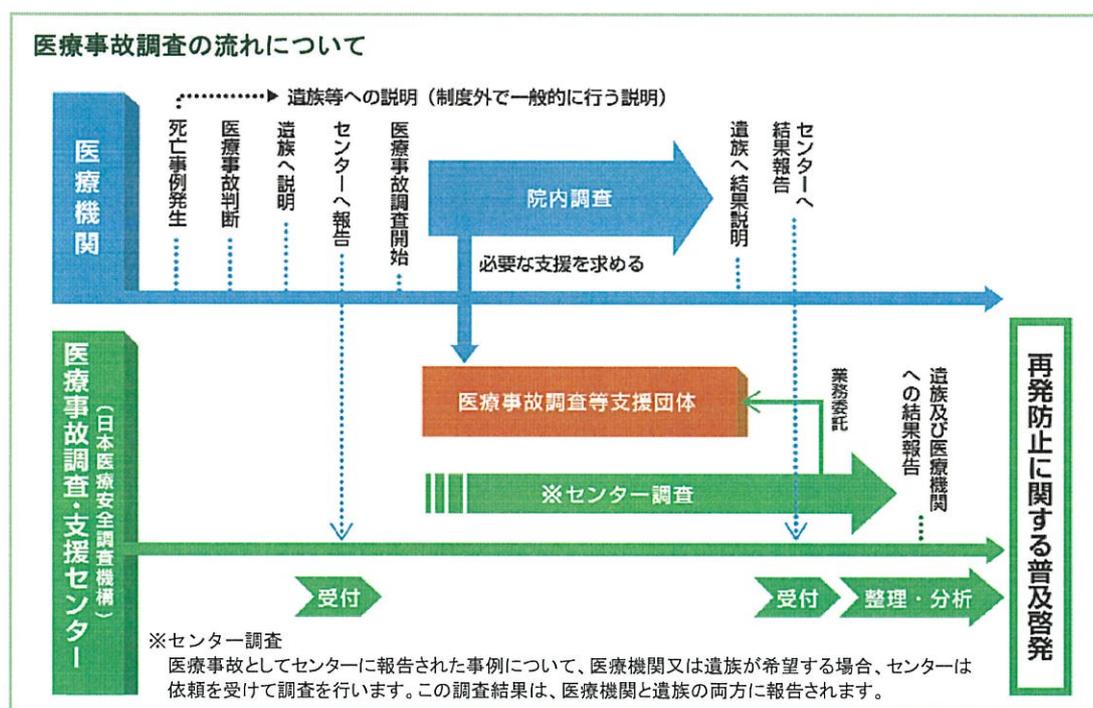
医療の場における予期しない死亡の原因を調査する「医療事故調査制度」が、2015年10月に開始されました。

この制度の目的は、医療事故の原因究明と再発防止を図ることによる医療安全の確保であり、個人の責任を追究するものではありません。

この制度により、医療機関には、医療事故※1)を報告し、調査する義務が発生しました。医療機関の管理者（院長など）は、院内で起きた死亡事例が医療事故に該当するかどうかを判断し、該当する場合には、遺族へ説明を行ったうえで、第三者機関である医療事故調査・支援センター※2)（以下「センター」）へ報告します。

さらに、医療事故の原因を究明するため、院内で調査を行います※3)。院内調査の終了後、医療機関は、遺族に調査結果の説明を行い、センターへ院内調査報告書を提出します。

センターでは、医療機関から報告された院内調査報告書を集積し、多くの事例の分析を行うことにより再発防止策を検討します。この再発防止策は、「医療事故の再発防止に向けた提言」としてまとめられ、全国の医療機関の他、医療関連団体、学会等に周知されます。



- ※1) この制度における「医療事故」の定義は、「病院、診療所、助産所に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、その管理者が当該死亡又は死産を予期しなかったもの」であり、法令等に詳細に規定されています。
- ※2) 「医療事故調査・支援センター」は、医療事故調査制度における第三者機関であり、一般社団法人日本医療安全調査機構は、厚生労働大臣から指定を受けてその業務を行っています。
- ※3) 院内調査を行う際は、中立性、公正性を確保するために医療事故調査等支援団体（医療機関が院内調査を行うにあたり、必要な支援を行う団体で、都道府県医師会、大学病院、各領域の医学会など、複数の医療関係団体で構成される）の支援を求めることができます。

医療事故調査・支援センター
（一般社団法人日本医療安全調査機構）

・相談専用ダイヤル：03-3434-1110

・ホームページ：https://www.medsafe.or.jp/

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 8 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室

医療事故調査制度の普及・啓発に関する協力依頼について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 10 月より、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、医療事故調査・支援センターにおいて、その調査報告を収集し整理・分析することで医療事故の再発防止につなげ、医療の安全を確保することを目的として医療事故調査制度が実施されております。

本制度の普及・啓発については、これまでポスター、リーフレットの配布等ご協力をいただいておりますが、厚生労働省としては、本制度の推進を図るために更なる普及・啓発が重要と考えております。

つきましては、貴管内の病院、診療所又は助産所に対して、施設内の見やすいところへのポスターの掲示や、窓口へのリーフレットの配置について、協力依頼をお願いいたします。

また、住民等に対しても、制度の理解を深めていただけるよう、引き続き本制度の普及・啓発にご協力をお願いいたします。

参考)

一般社団法人日本医療安全調査機構（医療事故調査・支援センター）ホームページ
医療事故調査制度関係資料（ダウンロードして使用可能）

https://www.medsafe.or.jp/modules/document/index.php?content_id=1

ホームページ掲載の手順

貴ホームページへ掲載いただける場合、以下のお手続きをお願いいたします。

1. 以下について、当機構までご連絡をお願いします

1) 連絡項目

①掲載方法

- A) ページを設けて掲載
- B) リンクのみ掲載
- C) その他（簡単にご説明をお願いいたします。）

②掲載開始時期（大まかにで結構です。）

③ホームページ掲載素材要否

必要／不要 をご連絡ください。

なお、以下の素材をご用意しております。

- ・ PDF ファイルー「医療事故調査制度 PDF.pdf」 ※別紙 1 と同内容です。
- ・ テキストのみー「医療事故調査制度テキスト.txt」 ※別紙 1 の文字情報をコピーするためのファイルです。
- ・ フロー図の画像データー「医療事故調査の流れについて」フロー図.png」 ※別紙 1 の図のデータです。

2) 連絡方法

以下のとおり、メールにてご連絡をお願いします。

- ・ メールのはじめは、「ウェブ掲載について（貴自治体名）」としてください。
- ・ メールアドレス：soumu.anzen@medsafe.or.jp
- ・ 担当者（宛名）：総務部 足立

2. ホームページ掲載用素材の入手方法について

上記 1. 1) ③にて「必要」と回答いただいた方については、ご連絡いただいたメールへの返信にて、素材をダウンロードする方法をご案内いたします。

ご連絡いただいたメールとは別の連絡窓口への返信を希望される場合は、連絡窓口の ご担当者 と メールアドレス をお知らせください。

3. その他

※当機構ホームページへリンクされる際は、トップページへのリンクをお願いいたします。

- ・ トップページ URL： <https://www.medsafe.or.jp/>

〈担当〉

一般社団法人日本医療安全調査機構
総務部 足立

・ TEL：03-5401-3021

・ e-mail：soumu.anzen@medsafe.or.jp